



教 小 第 4 3 7 号
令和 3 年 1 2 月 2 8 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「公立義務教育諸学校障害者会計年度任用職員等派遣要綱」及び「公立義務教育諸学校障害者会計年度任用職員等派遣要綱の運用について」の一部改正について（通知）

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年人事委員会規則 1 3 - 1 8。以下「勤務時間規則」という。）の一部改正に伴い、「公立義務教育諸学校障害者会計年度任用職員等派遣要綱」及び「公立義務教育諸学校障害者会計年度任用職員等派遣要綱の運用について」の一部を下記のとおり改正しましたので、通知いたします。

つきましては、令和 4 年 1 月 1 日以降は、これによって実施していただきますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

（１）公立義務教育諸学校障害者会計年度任用職員等派遣要綱

ア 出産休暇の有給化に伴う規定の改正

- ・ 出産予定日 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）前の日から産後 8 週間を経過する期間。ただし、職員から請求があった場合において、任命権者が特に必要と認めるときは、出産予定日前の期間及び産後の期間を併せて 2 週間の範囲内の期間を加算した期間

イ 出生サポート休暇の新設に伴う規定の整備

- ・ 1 の年度において 5 日（「任命権者が委員会と協議して定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とし、この場合には 1 0 日）の範囲内の期間

ウ 出産補助休暇の新設に伴う規定の整備

- ・ 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内における 2 日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

エ 男性職員の育児参加のための休暇の新設に伴う規定の整備

- ・ 勤務時間規則第 1 9 条の 3 第 2 項第 1 3 号に定める期間内における 5 日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

オ その他規定の改正

（２）公立義務教育諸学校障害者会計年度任用職員等派遣要綱の運用について

ア （１）イ～エに係る運用規定の整備

イ その他規定の改正

2 施行日

令和 4 年 1 月 1 日

担 当 教育局市町村支援部小中学校人事課
総務・定数管理・共同実施担当 黒澤

電 話 0 4 8 - 8 3 0 - 6 9 3 4

F A X 0 4 8 - 8 3 0 - 4 9 6 6

E-mail a6930pref.saitama.lg.jp